

仙台市健やかな体の育成プラン検討委員会設置要綱

(令和5年4月21日 教育長決裁)

(目的)

第1条 児童生徒の健康に関する諸課題に対応し、学校体育・食育・学校保健の三分野の総合的かつ体系的な取り組みに関する仙台市健やかな体の育成プランを改定するうえで、それぞれの分野の意見を反映させること等を目的に、仙台市健やかな体の育成プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、仙台市健やかな体の育成プランに係る事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は、学校体育・食育・学校保健の分野に関する有識者及び保護者代表等をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。

2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育局総務企画部健康教育課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 21 日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

(既存の要綱の廃止)

3 仙台市健やかな体の育成プラン検討委員会設置要綱（平成 28 年 6 月 2 日教育長
決裁）は、廃止する。